

第2の2 パッケージ型消火設備

「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）第1条に規定するパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準は、関連規定によるほか、次によること。

関連規定	
令第29条の4	第1項
その他	「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号） 「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準に定める件」（平成16年消防庁告示第12号）

1 設置要件

(1) 防火対象物の要件等

パッケージ型消火設備は、令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができるものとする。

ア I型を設置することができるもの

(ア) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの

(イ) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの

イ II型を設置することができるもの

(ア) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの

(イ) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの

(2) 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所

「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下この第2の2において「12号告示」という。）第3に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、次のアからカまでのいずれかに該当する場所以外とする。ただし、居室等に附属する便所、小規模な洗面所、人の出入りがない収納庫及び階段室並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプスペースその他これらに類する部分は、当該場所から除くものとする。

ア 第2章第7「水噴霧消火設備の設置に関する取り扱い」1.(1).イ.(ア)から(キ)までのいずれかに該当する場所

イ 規則第30条の規定による排煙設備が設置されている場所

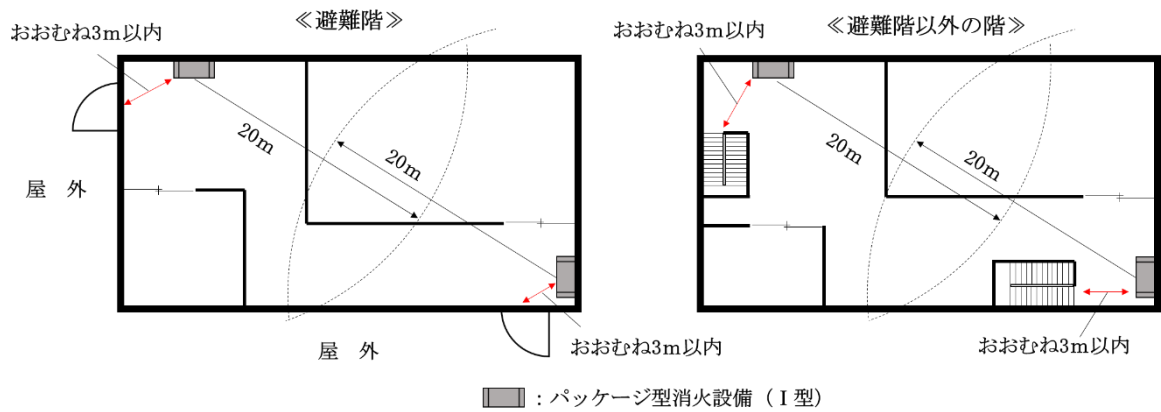
ウ 建基令第126条の3の規定に適合する排煙設備が設置されている場所

エ 「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分」を定める件（平成12年建設省告示第1436号）第1号から第3号までのいずれかに該当する場所

オ 区画避難安全検証法（建基令第128条の7）、階避難安全検証法（建基令第129条）又は全館避難安全検証法（建基令第129条の2）により建基令第126条の2及び第126条の3の規定が適用除外となる建築物又は建築物の部分で、避難時には避難口（規則第

28条の3第3項第1号に定める出入口をいい、同号ハ中の括弧書きで除かれている出入口を含む。以下この第2の2において同じ。)を容易に見通すことができ(各部分から棚等による視認障害がなく、出入口であることを直接判別できる状態をいう。以下この第2の2において同じ。)、又は当該開口部から避難できる、次のいずれかに該当する場所であること。

- (ア) 避難口を容易に見通すことができる場所
 - (イ) 外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部から避難できる場所
 - (ウ) 通路誘導灯又は誘導標識(蓄光式のものに限る。)の誘導により、避難口に到達できる場所
 - (エ) 避難口に面しない場所のうち、当該室の出入口を容易に見通すことができ、かつ、出入口付近において避難口を容易に見通すことができる場所
- カ 設置部分において、次の(ア)及び(イ)により設置しようとする各パッケージ型消火設備の包含範囲内に直接屋外に至る主要な避難口が1以上ある場所(第2の2-1図参照)
- (ア) 直接屋外に至る避難口からおおむね3m以内に設置すること。
 - (イ) 原則として、廊下、通路、ロビー等の共用部分に設置すること。



<第2の2-1図>

2 設置方法

12号告示第4によるほか、次によること。

- (1) 設置場所は、次に掲げる主要な避難口付近とすること。◇
 - ア 避難階にあつては、屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口。以下この第2の2において同じ。)
 - イ 避難階以外の階にあつては、直通階段の出入口
- (2) 間仕切り等で放水できない部分が生じないホースの長さ、延長経路及び第2の2-1表による放水距離を考慮し、有効に消火できるように設置すること。◇

<第2の2-1表>

	I 型	II 型
水平距離	20m以下	15m以下
防護する部分の面積	850㎡以下	500㎡以下
ホースの長さ	25m以下	20m以下
放水距離	棒状で放射した場合において、10m以下	

3 機器

パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。◇

4 特例基準

パッケージ型消火設備の設備等技術基準に係る令第32条の規定の適用については、次のとおりとする。

- (1) 12号告示第3に規定する防火対象物又はその部分で、次の全てに適合する地階については、前1. (2). オ. (ア)又は(イ)に規定する場所に限り、パッケージ型消火設備を設置することができる。
 - ア 避難階であること。
 - イ 第2章第3「無窓階の取扱い」1. (2)に規定する開口部を有する階であること。
 - ウ 前イの開口部は、規則第5条の5第2項及び第2章第3「無窓階の取扱い」2から5までの規定に適合していること。
- (2) 前1. (2)に適合しない場所であっても、防火対象物の位置、構造又は設備等の状況から判断し、安全を確保できると認める場合